

移住を目的として平成21年に富岡町所在の実家の隣地（居住制限区域）を購入し、原発事故前に同土地上の既存建物を取り壊し、同土地上に外構を築造した申立人（原発事故時の居住地は千葉県市川市）について、同土地及び外構の価値減少率を全損と評価した上で、財物損害として同土地の取得価格、同土地上の既存建物の取壊費用及び外構の請負工事費用の全額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙物件目録記載に係る財物価値の喪失又は減少による損害（以下「本件損害」という。）について和解すること、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

(1) 財物損害 1015万9000円

内訳 別紙物件目録1記載の土地

(2) 財物損害 285万0750円

内訳 別紙物件目録1記載の土地の上に有限会社Aが行った工事による構築物

第2 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、777万5207円を支払い済みであることを確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、本件損害に係る和解金として、第2項の既払い金を除くほか、金523万4543円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第7 確認条項

申立人及び被申立人は、本和解契約書第1項(1)及び(2)の各財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年12月10日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 井ノ上正男)